

公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園の解散について

1 趣旨

公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園(以下「財団」という。)は、前身となる組織を含め、50年以上にわたり希望が丘文化公園の管理運営を行い、本県の文化やスポーツの振興、青少年の健全育成などに貢献してきた。

この間、数度の組織改編や公の施設の移管・見直しを経て、現在は、希望が丘文化公園のみの指定管理を行う法人となっていることから、滋賀県行政経営方針実施計画に基づき、財団のあり方について、財団と県の間で検討・協議を進め、令和7年6月に、令和10年度以降は、新たな事業者に公園の管理運営を引き継ぎ、財団を解散する方向で今後の調整を進めるとの方針を明らかにしたところ。

その後の調整により、解散に向けた具体的な検討事項に関する考え方を以下のとおり整理した。

2 解散に向けた検討事項

(1) 財団職員の処遇

ア 財団職員への意向確認【財団の対応】

- ・令和7年6月に非常勤職員を含む52名に対して、再就職に関するアンケートおよびヒアリングによる意向確認を実施し、**40名が継続雇用希望または検討中という結果**であった。
- ・検討中の職員も多数おられるため、令和8年4月に再度の意向確認を行い、意向に沿うように処遇の調整を行う予定。

イ 活性化事業者による財団職員雇用の促進【県の対応】

- ・継続雇用希望者(検討中の職員を含む)については、活性化事業の入札公告時(令和8年5月頃)において、人数や職階、技能、資格、給与水準等を示し、**事業者^に財団職員の雇用計画書の提出を求める**。
- ・落札者決定基準において、**職員の継続雇用の提案を評価する項目を設ける**。
- ・令和7年9月に実施したサウンディング調査の結果、活性化事業に関心のある維持管理・運営企業16社から、財団職員の継続雇用を希望する旨の回答があった。

(2) 事業やノウハウ等の継承【財団の対応】

- ・公園の多岐にわたる事業や業務、長年にわたって蓄積してきたノウハウ、公園関係者とのネットワークについて、財団において**詳細なマニュアル等を作成**し、書面と実務を通じて対面による活性化事業者への継承を実施する。
- ・令和9年度に**約8か月の十分な継承期間を設け**、公園の管理運営の円滑かつ確実な移行を図る。

(3) 残余財産の取扱い

ア 財団の財産の状況

- ・令和6年度末時点の資産から負債を差し引いた正味財産の総額は、約2.5億円であり、その内訳は以下のとおり。

科目	内容	金額
流動資産	現金・預金	0.9 億円
基本財産	投資有価証券	0.1 億円
特定資産	預金・投資有価証券	1.3 億円
その他固定資産	施設設備・備品 ※フィールドアスレチックおよびグラウンドゴルフ場の施設や関連備品	0.2 億円
合計		2.5 億円

- ・今後、財団が業務を終了する令和10年3月までに、修繕の増加や記念事業の実施等による収支のマイナスが発生し、正味財産額が減少する可能性がある。
- ・現時点の未収金や未払金は短期的なものであり、長期的に解消困難なものは発生していない。

イ 残余財産の帰属先

公益法人認定法第5条第21号において、残余財産は類似の事業を目的とする他の公益法人等または国もしくは地方公共団体に帰属させることとされている。

具体的な帰属先は、令和10年2月の評議員会の決議により決定されるが、財団が県の出資により設立されていることを踏まえ、県と財団で協議を行うものとする。

財団所有のフィールドアスレチックおよびグラウンドゴルフ場の施設や関連備品については、令和10年度以降、県の所有としたうえで、PFI事業の管理運営の対象とする。

3 解散・清算等のスケジュール

時期	活性化事業	財団のあり方	
	県	県	財団
令和7年度 6月		・財団のあり方の方針について (常任委員会に報告)	・財団のあり方の方針について理事会・評議員会で審議 ・職員への再就職の意向確認
12月	・活性化事業実施方針・要求水準書の作成(常任委員会に報告)	← 反映	↓ 検討
令和8年3月	・特定事業の選定(常任委員会に報告)		
令和8年度 4月頃			・職員への再就職の意向確認
5月頃	・入札公告 (継続雇用等の資料提示)	→ 財団の取組を支援	
2月頃	・落札者決定		・職員への再就職の意向確認
令和9年度 7月	・事業契約締結		↓ 業 処 務 遇 引 調 継 整
2月		・財団の解散について (常任委員会に報告)	
令和10年度 4月	・公園の管理運営開始		・解散・清算手続きの開始 ・解散登記
1月			・残余財産引き渡し
2月			・清算結了

4 参考

(1)財団の沿革

- 昭和47年（1972年）1月 財団法人 滋賀県希望が丘文化公園管理公社 設置
- // 51年（1976年）4月 財団法人 滋賀県文化体育振興事業団 に統合
- 平成4年（1992年）4月 財団法人 滋賀県文化振興事業団 に名称変更
- // 24年（2012年）4月 公益財団法人 滋賀県文化振興事業団 に移行
- // 29年（2017年）4月 公益財団法人 滋賀県希望が丘文化公園 に組織変更

(2)これまでの検討の経緯

- ・滋賀県行政経営方針2023-2026実施計画の策定(令和5～8年度)
令和6年度末を目途に「公園の活性化を見据えた財団のあり方等について検討を行う」とした。
- ・希望が丘文化公園活性化方針を策定(令和6年8月)
民間事業者のノウハウや創意工夫を活用した、官民連携による公園の再整備を行うこととし、事業期間は15年～20年とした。
- ・PPP/PFI 手法導入可能性調査の実施(令和7年1月)
宿泊研修施設「青年の城」の建て替えを含む公園全体の管理運営について、PFI(BTO)方式を選択することが最も適切であると評価。
- ・財団のあり方等の検討結果の公表(令和7年6月)
財団の組織体制や単一の施設のみを管理してきたという性格からPFI手法による長期の活性化事業への参加が困難であるとの財団の意向を踏まえ、解散の方向で調整を進める方針を決定。